

II 貸付けの申込み

貸付けの申込みは、申込人が貸付申込書（貸付規程別紙様式第1号(1)又は(2)）に所定の事項を記入し、必要書類を添付の上、所属所長を経て支部長へ提出して行うこととする。

1 貸付申込書の添付書類〔貸付規程第11条、貸付規則第8条関係〕

各貸付けにつき添付を必要とする書類は、次に掲げるとおりとする。

また、支部長が貸付けの審査の為に別に必要書類を求めることができる。

	提出書類
全貸付種別共通	(1)貸付申込書 【各所属に配布済みの原本使用】 (2)貸付借用証書【各所属に配布済みの原本使用】 (3)借入状況等申告書（A 4 版両面） p. 4-10～4-11 (4)貸付事業における個人情報に関する同意書（A 3 版両面） p. 4-12～4-15 (5)直近1月分の給与明細等の写し (6)その他、各貸付けに必要な添付書類(下表の通り) ※ <u>(1)・(2)は各所属所へ配付済みの様式を使用し、(3)・(4)は「福利厚生事務の手引き」及び当支部のホームページから取得するものとする。</u>

貸付種別	添付書類
一般貸付け 特別貸付け	○貸付金額（借換えの場合は送金額※）が100万円未満の場合なし ○貸付金額（借換えの場合は送金額※）が100万円以上の場合必要額が確認できる書類(注1) ※借換えの場合の送金額＝貸付決定額－（未償還元金＋経過利息）
住宅貸付け 住宅災害貸付け	別表による
在宅介護対応 住宅貸付け	(1)別表による(注2) (2)在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書（様式第17号） (3)在宅介護対応部分の内容及びその必要額が確認できる書類(注3)(注4) ①該当箇所の分かる住宅の平面図等 ②工事費用見積書又はこれに相当する書類
教育貸付け	(1)入学又は修学の事実を証明することのできる書類 （合格証明書の写し※入学前のみ可、入学証明書、在学証明書等） また、公立の小中学校の場合は、任意の様式の申立書（生徒氏名、生徒生年月日、在学している学年、学校名、学校所在地、組合員氏名、申立年月日等を記載したもの）を組合員から徴する。（注5） なお、外国の教育機関にあっては、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関であることが証明できる書類（様式第18号）又はこれに準ずる書類（必要に応じて日本語の翻訳文を添付） (2)必要額が確認できる以下に掲げる書類 【教育機関に支払う費用】 ① 入学金・授業料の場合 必要額及び納付期限日が確認できる書類 （納付書の写し、納付の通知書の写し等） ② その他諸経費等の場合 次のいずれかの書類 ア 納付書等の写し イ 納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類 ウ 必要額が確認できる書類(注1) 【通学のための交通費】 6箇月定期券（3箇月定期券）の写し等(購入後) 【下宿代・アパート代】 ① 必要額が確認できる賃貸借契約書等（契約期間、家賃、共益費、入寮費、寮費等が確認できる部分を含むもの）の写し等 ② 申立書（賃貸借契約書等の写し等に記載のある契約者及び保証人等が組合員以外である場合）次の2点について記載する。 ・契約者及び保証人等と組合員の続柄 ・家賃、下宿代及び寮費等の費用を支払っていること 【教育ローン借換えのための費用】 ① 民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書等 ② 過去3ヶ月の返済が確認できる通帳の写し等 【上記以外の費用（支部長が必要と認めた費用）】 必要額が確認できる書類(注1)

貸付種別	添付書類
災害貸付け	被災の事実を証明することのできる書類 ※市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行する災害証明書 (り災害証明書が発行されない場合は、支部長がこれに準ずると認めた書類)
医療貸付け	○貸付金額(借換えの場合は送金額※)が50万円未満の場合 医療費を要する事実を証明することのできる書類(医師の診断書等) ○貸付金額(借換えの場合は送金額※)が50万円以上の場合 (1)医療費を要する事実を証明することのできる書類(医師の診断書等) (2)任意の資金計画書 ※借換えの場合の送金額＝貸付決定額－(未償還元金＋経過利息)
結婚貸付け	(1)次のいずれかの書類 ①結婚する事実を証明することのできる書類(結婚式場の挙式申込受理書の写し、仲人の証明書等) ②婚姻後の申込みの場合は、その事実を証明することのできる書類(戸籍抄本等) ③内縁関係の場合は、その事実を証明することのできる書類(住民票及び民生委員の証明書又は所属所長の証明書等) (2)必要額が確認できる書類((1)の①の書類で確認できる場合は省略可)(注1)
葬祭貸付け	(1)葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類 (2)葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込む場合にあつては、葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類 墓地の取得等を事由に貸付けを申し込む場合にあつては、購入費用及び購入日を確認できる書類 (3)必要額が確認できる書類(注1、④を除く。) ただし、(2)の書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。

(注1) 必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類である。ただし、貸付け申込み時に支払が完了している場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができる。
一般・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払後の申込みも認めることとし、申込期限は支払日から概ね1月以内とする。

- ① 契約書の写し
- ② 請書の写し
- ③ 請求書の写し
- ④ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し

なお、次の例のように、見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆の上、押印してもらうことにより、これを「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。
また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができる。

<「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱える見積書の例>

令和〇〇年〇〇月〇〇日
<u>見 積 書</u>
公立太郎様
〇〇商会株式会社
下記のとおりお見積り申し上げます。
合計額 <u>1,155,000円</u>
品名： SOMY ビデオプロジェクター
価格： 1,155,000円(税込み)
個数： 1台
上記注文をお請けしました。
〇〇商会株式会社 代表取締役 四谷花子 (印)
↑
従業員等の手書きの証明で差し支えない。

- (注2) 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの申込みと同時の場合は、別表に掲げる添付書類は写しで差し支えない。
- (注3) ①又は②が別表に掲げる添付書類で確認できる場合は省略して差し支えない。
- (注4) 新築又は購入する住宅が住宅金融支援機構の部分的バリアフリー工事基準に適合しているとき、又は同等の基準で設計されているときは、これを証する書類をもって代えることができる。
- (注5) 必要額が確認できる書類により、教育貸付けの対象者及びその者が入学または修学する学校を客観的に確認でき、貸付けの審査上特に支障がないと判断できる場合は、申立書の提出を省略できるものとする。

[別表]

住宅・住宅災害貸付申込書に添付する書類

申 込 事 由		添 付 書 類
土地付住宅 (マンション等中高層 共同住宅を含む)	新築購入 (建築中のものを含む。)	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書 ③確認済証の写し ④住宅の平面図
	中古購入	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書 ③住宅の登記事項証明書 ④住宅の平面図
住 宅	新 築	①工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。) ②敷地の登記事項証明書及び敷地名義人の工事承諾書の写し ③確認済証の写し ④住宅の平面図
	増築・改築・移築	①工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。) ②敷地の登記事項証明書及び敷地名義人の工事承諾書の写し ③住宅の登記事項証明書 ④確認済証の写し ⑤住宅の平面図
	購 入	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書及び敷地名義人の工事承諾書の写し ③住宅の登記事項証明書(新築中のもので未登記の場合には確認済証の写し) ④住宅の平面図
	修 理	①工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。) ②住宅の登記事項証明書及び住宅名義人の工事承諾書の写し ③修理箇所の図面又は写真
	借 入 れ	①賃貸借契約書の写し ②住宅の平面図
敷 地	購 入	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書 ③住宅新築工事に係る誓約書
	借 入 れ	①賃貸借契約書の写し ②住宅新築工事に係る誓約書
	補 修	①工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。) ②補修箇所の図面又は写真 ③敷地の登記事項証明書及び敷地名義人の工事承諾書の写し ④市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書(水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修するとき。)
<p>住宅災害貸付け又は貸付規程第7条第4項(住宅貸付けの特例)による住宅貸付けの場合は、上記に掲げる書類のほか、被災の事実を証明することのできる書類(市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書(り災証明書が発行されない場合は、支部長がこれに準ずると認めた書類))を添付する。 なお、短期給付事業においてその事実が確認できる場合は、出納主任が当該貸付申込書に確認済みと明記するか、又は短期給付について提出される同様の書類の写しをもって当該必要書類に代えることができる。</p>		

※ 登記事項証明書は原本とする。
 登記事項証明書は全部事項証明書又は現在事項証明書とする。

2 住宅貸付け及び住宅災害貸付けに係る添付書類の特例

住宅貸付け及び住宅災害貸付けの申込書の添付書類については、次に掲げる場合は、前記1にかかわらず、その提出を省略し、又は他の書類をもって代え、あるいはさらに必要書類を添付するものとする。

(1) 提出を省略できる書類

事 由	省略できる書類
都市基盤整備公団又は地方公共団体等から土地又は住宅若しくは土地付住宅を購入する場合	登記事項証明書
中高層共同住宅を購入する場合で、土地が居住者の共有名義の場合	敷地の登記事項証明書
10平方メートル以内の増改築をする場合	確認済証の写し
住宅の新築、増築、改築又は移築若しくは購入の場合で、敷地の名義人が建物の名義人と共有者又は同居者である場合	敷地名義人の 工事承諾書の写し
住宅の修理又は住宅の敷地の補修の場合で、当該物件の名義人が組合員と同居している場合	名義人の 工事承諾書の写し

(2) 提出書類に代えることができる書類

事 由	提出書類に代えることができる書類
宅地造成中の土地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、 購入物件に該当する造成前の登記事項証明書及び購入物件と造成前の登記事項証明書が同一であることにつき造成主又は設計者が証明した書面
仮換地及び保留地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、 購入物件の地番、面積、地目、所有権移転登記の時期並びに登記簿事項証明書の提出ができない理由等を記載した、土地区画整理法に基づく施行者が発行した証明書
都市再生機構又は地方公共団体等から土地又は住宅若しくは土地付住宅を購入する場合	売買契約書に代えて、 引渡し日及び所有権移転登記の時期並びに面積、売買金額が明記された分譲(予定)証明書(積立方式による場合は、分譲積立契約書の写し及び積立額の証明書) 住宅平面図に代えて、分譲案内書
建築確認を要しない地域に住宅を建築する場合	確認済証に代えて、 市町村長又は建築主事の発行する建築主、建築場所、建築面積、工事種別、用途等を明記した建築確認不要証明書(当該証明書が発行されない場合は、申込人の申立書により支部長が確認する。)

(3) その他の必要書類

事 由	そ の 他 の 必 要 書 類
購入する土地又は住宅を建築する土地が農地の場合	農地転用許可書の写し又は農地転用通知書の写し
仮登記されている物件を所有者から購入する場合	仮登記権利者の売買に関する承諾書
仮登記されている物件を仮登記権利者から購入する場合	所有者の売買に関する承諾書
貸付申込日以前に所有権移転登記を完了した場合	当該物件の取引を明らかにする書類(移転登記した理由、取引経緯、契約条件を明らかにした書類)
購入物件の持主(未登記の新築建物にあってはその建築主)と売主の名義とが異なっている場合	売主に売り渡したことを証明する売買契約書の写し、委任状の写し、売渡証明書の写し又は販売委託契約書の写し等
住宅の増改築又は移築の場合で、当該物件が組合員名義でない場合	住民票の写し等、組合員が居住することを証する書類